



現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p style="text-align: center;">第1章 総説</p> <p>第1節 計画策定の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北斗市防災会議が作成する計画であり、北斗市において、予防、応急及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等の災害予防に関すること 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策に関すること 5 災害復旧に関すること 6 防災訓練に関すること 7 防災思想の普及に関すること <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p>(略)</p> <p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>(略)</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総説</p> <p>第1節 計画策定の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北斗市防災会議が作成する計画であり、北斗市において、予防、応急及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能の全てをあげて、市民をはじめ観光客や外国人等、<u>市に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等の災害予防に関すること 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策に関すること 5 災害復旧に関すること 6 防災訓練に関すること 7 防災思想の普及に関すること <p>なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、<u>2、3、5、6、7、9</u>、11、13、<u>15</u>、17の達成に資するものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p>(略)</p> <p>第3節 計画推進に当たっての基本となる事項</p> <p>(略)</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p> <p><u>6 東日本大震災や能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u></p> <p><u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合保護する対象者に滞在者も含むことを明記</p> <p>道計画と整合国土強靱化との整合を図る</p> <p>道計画と整合新型コロナウイルスの5類感染症への移行を踏まえた修正教訓や地域特性を加味</p> <p>新技術活用の観点を導入</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備考																														
<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="210 323 1356 506"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td><u>(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> <u>(2) 非常通信協議会の運営に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関 (略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1045 1356 1644"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店</td> <td><u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店</td> <td><u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td><u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td><u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	<u>(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> <u>(2) 非常通信協議会の運営に関すること。</u>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>	株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>	KDDI株式会社	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>	ソフトバンク株式会社	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>	<p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1466 323 2605 863"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td><u>(1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> <u>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> <u>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> <u>(5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1466 1045 2605 1770"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店</td> <td><u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店</td> <td><u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td><u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td><u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td> <td><u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	<u>(1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> <u>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> <u>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> <u>(5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	KDDI株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	ソフトバンク株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	楽天モバイル株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	<p>道計画と整合 所掌事務の修正</p> <p>所掌事務の修正</p>
機関名	事務又は業務																															
北海道総合通信局	<u>(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> <u>(2) 非常通信協議会の運営に関すること。</u>																															
機関名	事務又は業務																															
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>																															
株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>																															
KDDI株式会社	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>																															
ソフトバンク株式会社	<u>(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。</u>																															
機関名	事務又は業務																															
北海道総合通信局	<u>(1) 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> <u>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> <u>(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> <u>(5) 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>																															
機関名	事務又は業務																															
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																															
株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																															
KDDI株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																															
ソフトバンク株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																															
楽天モバイル株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>																															

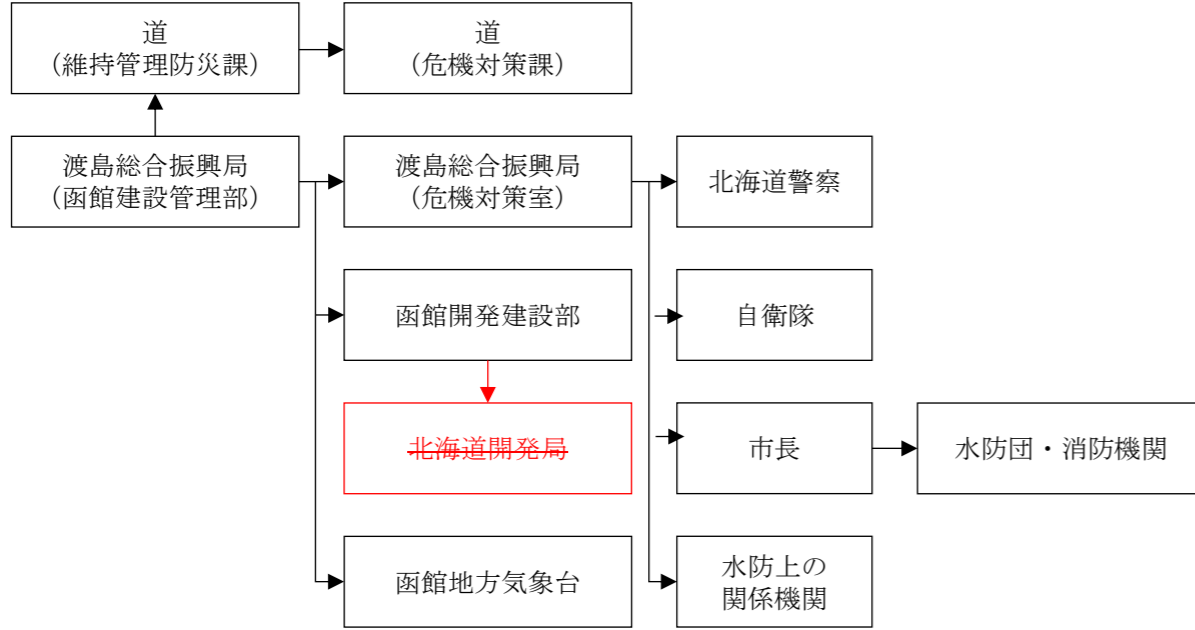
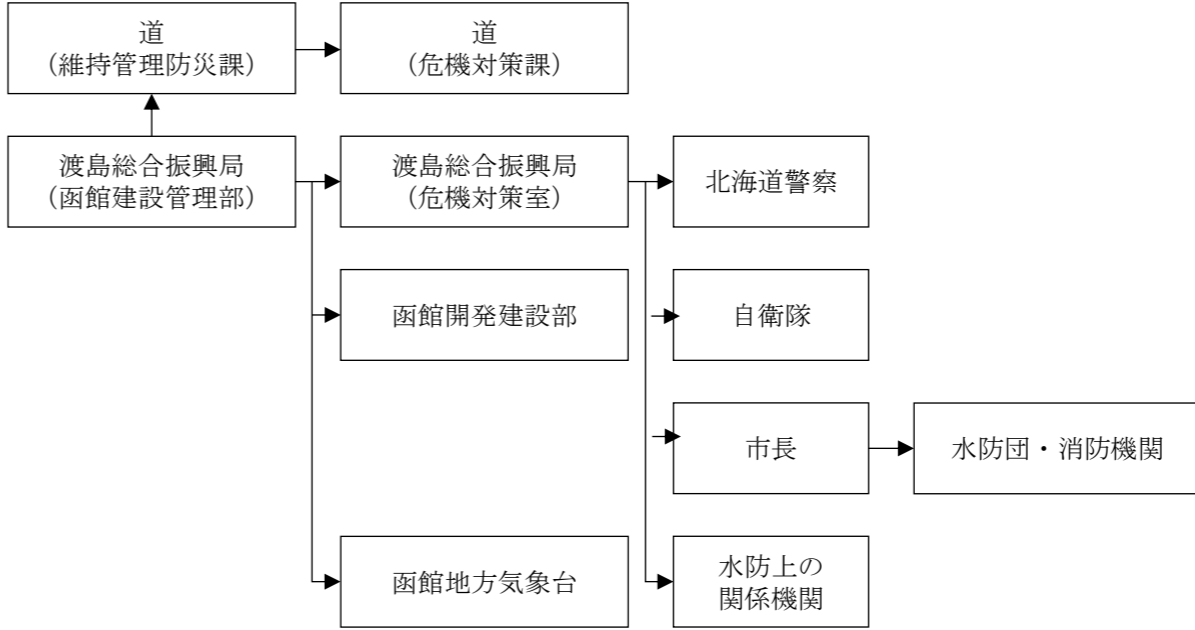
現 行	修 正（令和7年5月）	備考																																																
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)																																																	
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新函館農業協同組合 夫野基幹支店 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合</td> <td>(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。</td> </tr> <tr> <td>北斗市商工会</td> <td>(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。</td> </tr> <tr> <td>北斗市社会福祉協議会</td> <td>(1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>一般病院・診療所</td> <td>(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>危険物関係施設の管理者</td> <td>(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>工場及び事業所の管理者</td> <td>(1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>北海道函館赤十字血液センター</td> <td>(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>北斗市町会連合会</td> <td>(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター（NCV）</td> <td>(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>道南いさりび鉄道株式会社</td> <td>(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	新函館農業協同組合 夫野基幹支店 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。	北斗市商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。	北斗市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。	一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。	運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。	危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。	工場及び事業所の管理者	(1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。	北海道函館赤十字血液センター	(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。	北斗市町会連合会	(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。	FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター（NCV）	(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。	道南いさりび鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新函館農業協同組合 北斗営農センター 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合</td> <td>(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。</td> </tr> <tr> <td>北斗市商工会</td> <td>(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。</td> </tr> <tr> <td>北斗市社会福祉協議会</td> <td>(1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>一般病院・診療所</td> <td>(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>危険物関係施設の管理者</td> <td>(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>工場及び事業所の管理者</td> <td>(1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>北海道函館赤十字血液センター</td> <td>(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>北斗市町会連合会</td> <td>(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター（NCV）</td> <td>(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>道南いさりび鉄道株式会社</td> <td>(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	新函館農業協同組合 北斗営農センター 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。	北斗市商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。	北斗市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。	一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。	運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。	危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。	工場及び事業所の管理者	(1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。	北海道函館赤十字血液センター	(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。	北斗市町会連合会	(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。	FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター（NCV）	(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。	道南いさりび鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。	新函館農業協同組合の機構改革に伴う修正
機関名	事務又は業務																																																	
新函館農業協同組合 夫野基幹支店 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。																																																	
北斗市商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。																																																	
北斗市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。																																																	
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。																																																	
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。																																																	
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。																																																	
工場及び事業所の管理者	(1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。																																																	
北海道函館赤十字血液センター	(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。																																																	
北斗市町会連合会	(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。																																																	
FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター（NCV）	(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。																																																	
道南いさりび鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。																																																	
機関名	事務又は業務																																																	
新函館農業協同組合 北斗営農センター 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。																																																	
北斗市商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。																																																	
北斗市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の救護を行うこと。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。																																																	
一般病院・診療所	(1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。																																																	
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送事業等について関係機関の支援を行うこと。																																																	
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。																																																	
工場及び事業所の管理者	(1) 災害時における施設の保安、防災に関する措置を行うこと。																																																	
北海道函館赤十字血液センター	(1) 災害時における血液の確保及び斡旋を行うこと。																																																	
北斗市町会連合会	(1) 自主防災組織の設置、促進を行うこと。 (2) 町内会等への防災意識の啓発を行うこと。																																																	
FMいるか 株式会社ニューメディア 函館センター（NCV）	(1) 生活密着情報の収集、提供に関すること。 (2) 地域情報の収集、提供に関すること。																																																	
道南いさりび鉄道株式会社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。																																																	
(略)	(略)																																																	

現 行	修 正（令和7年5月）	備考																												
<p style="text-align: center;">第3章 防災組織</p> <p>第1節 組織計画 (略)</p> <p>第2 本部 (略)</p> <p>3 本部の設置基準 本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。</p> <p>(1) 設置</p> <table border="1" data-bbox="237 594 1353 1039"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 </td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 本部の配備体制</p> <p>(1) 非常配備に関する基準 災害応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は、市長とする。 なお、本部が設置されない場合にあっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報、又は災害情報に応じて、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="237 1354 1353 1801"> <thead> <tr> <th>配備基準</th> <th>配備時期</th> <th>配備体制</th> <th>担当対策班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (注意配備体制)</td> <td> 1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 火山に関する異常通報を受理したとき。 4 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。 </td> <td>情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制</td> <td>全対策班 (各班2名以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	設置基準		風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 	雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 	配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班	第1非常配備 (注意配備体制)	1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 火山に関する異常通報を受理したとき。 4 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 (各班2名以上)	<p style="text-align: center;">第3章 防災組織</p> <p>第1節 組織計画 (略)</p> <p>第2 本部 (略)</p> <p>3 本部の設置基準 本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。</p> <p>(1) 設置</p> <table border="1" data-bbox="1489 594 2605 1039"> <thead> <tr> <th colspan="2">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 </td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 本部の配備体制</p> <p>(1) 非常配備に関する基準 災害応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は、市長とする。 なお、本部が設置されない場合にあっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報、又は災害情報に応じて、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。</p> <table border="1" data-bbox="1489 1354 2605 1850"> <thead> <tr> <th>配備基準</th> <th>配備時期</th> <th>配備体制</th> <th>担当対策班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (注意配備体制)</td> <td> 1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 4 火山に関する異常通報を受理したとき。 5 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。 </td> <td>情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制</td> <td>全対策班 (各班2名以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	設置基準		風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 	雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 	配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班	第1非常配備 (注意配備体制)	1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 4 火山に関する異常通報を受理したとき。 5 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 (各班2名以上)	<p>道計画と整合表現を適正化</p> <p>後発地震注意情報発表時の市の体制を明記</p>
設置基準																														
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 																													
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 																													
配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班																											
第1非常配備 (注意配備体制)	1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 火山に関する異常通報を受理したとき。 4 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 (各班2名以上)																											
設置基準																														
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 																													
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想される時。 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 																													
配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班																											
第1非常配備 (注意配備体制)	1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 4 火山に関する異常通報を受理したとき。 5 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 (各班2名以上)																											

現 行	修 正（令和7年5月）	備考																												
<p>第2節 気象業務に関する計画 (略) 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 (略) 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ア 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。 (略) イ 気象等に関する警報・注意報 (略) (イ) 気象注意報（基準は、資料2-3を参照）</p>	<p>第2節 気象業務に関する計画 (略) 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 (略) 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ア 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される <u>（一部の市町村は分割）</u>。 (略) イ 気象等に関する警報・注意報 (略) (イ) 気象注意報（基準は、資料2-3を参照）</p>	<p>道計画と整合 気象のみの項目であるため 市町村単位に限らないため</p>																												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 823 415 991">大雨注意報</td> <td data-bbox="427 823 1353 991">大雨により<u>り</u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 999 415 1083">大雪注意報</td> <td data-bbox="427 999 1353 1083">大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1092 415 1134">強風注意報</td> <td data-bbox="427 1092 1353 1134">強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1142 415 1352">風雪注意報</td> <td data-bbox="427 1142 1353 1352">雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1360 415 1486">濃霧注意報</td> <td data-bbox="427 1360 1353 1486">濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1495 415 1663">雷注意報</td> <td data-bbox="427 1495 1353 1663">落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1671 415 1780">乾燥注意報</td> <td data-bbox="427 1671 1353 1780">空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>火災の危険</u>が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨により <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1472 823 1662 991">大雨注意報</td> <td data-bbox="1673 823 2599 991">大雨による<u>土砂災害や浸水害</u>が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 999 1662 1083">大雪注意報</td> <td data-bbox="1673 999 2599 1083"><u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u>、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1092 1662 1134">強風注意報</td> <td data-bbox="1673 1092 2599 1134">強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1142 1662 1352">風雪注意報</td> <td data-bbox="1673 1142 2599 1352">雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1360 1662 1486">濃霧注意報</td> <td data-bbox="1673 1360 2599 1486">濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1495 1662 1621">雷注意報</td> <td data-bbox="1673 1495 2599 1621">落雷のほか、<u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u>により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1472 1629 1662 1780">乾燥注意報</td> <td data-bbox="1673 1629 2599 1780">空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険</u>が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>	雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	<p>気象庁HPの内容と整合</p>
大雨注意報	大雨により <u>り</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																													
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</u>																													
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</u>																													
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>火災の危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																													
大雨注意報	大雨による <u>土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。</u> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																													
大雪注意報	<u>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など</u> 、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</u>																													
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</u>																													
雷注意報	落雷のほか、 <u>急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害</u> により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																													
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険</u> が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																													

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考																								
<table border="1"> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」によりり災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物（冷夏の場合も含む）の被害や水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> </table>	なだれ注意報	「なだれ」により り 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 通信線や送電線、船体等への被害が起こる おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水害、土砂災害等の災害 が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 早霜や晩霜により 農作物への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物（ 冷夏の場合も含む ）の被害や水道管の凍結や破裂による著しい被害 が 発生するおそれがあると発表される。	<table border="1"> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」によるり災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u></td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）</u>おそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u>が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、<u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u>おそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への<u>著しい</u>被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> </table>	なだれ注意報	「なだれ」による り 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）</u> おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への <u>著しい</u> 被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害 の 発生するおそれがあると発表される。	<p>気象庁HPの内容と整合</p>
なだれ注意報	「なだれ」により り 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																									
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。																									
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 通信線や送電線、船体等への被害が起こる おそれのあるときに発表される。																									
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 浸水害、土砂災害等の災害 が発生するおそれがあると発表される。																									
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 早霜や晩霜により 農作物への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。																									
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物（ 冷夏の場合も含む ）の被害や水道管の凍結や破裂による著しい被害 が 発生するおそれがあると発表される。																									
なだれ注意報	「なだれ」による り 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</u>																									
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。																									
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）</u> おそれのあるときに発表される。																									
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>積雪が融解することによる土砂災害や浸水害</u> が発生するおそれがあると発表される。																									
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、 <u>春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する</u> おそれのあるときに発表される。																									
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への <u>著しい</u> 被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害 の 発生するおそれがあると発表される。																									
<p>(略)</p> <p>(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合</p> <p>現況の運用に即して対策通報を削除</p>																								

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>4 水防活動用気象等警報及び注意報 (略)</p> <p>(2) 伝達</p>	<p>4 水防活動用気象等警報及び注意報 (略)</p> <p>(2) 伝達</p>	<p>道計画と整合 現況の運用に即して対策通報を削除</p>
<p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒情報 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒情報 (略)</p>	<p>道計画と整合 現況の運用に即して対策通報を削除</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考																				
<p>6 水防警報（水防法第16条） （略） （1）実施機関及び指定河川</p> <table border="1" data-bbox="243 365 1317 819"> <thead> <tr> <th>警報実施機関</th> <th>指定河川</th> <th>水防警戒区</th> <th>水防関係管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">函館建設管理部</td> <td>常盤川</td> <td>(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗長246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海</td> <td rowspan="2">北斗市七飯町</td> </tr> <tr> <td>久根別川</td> <td>自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）水防警報伝達系統図</p>  <p>（略）</p>	警報実施機関	指定河川	水防警戒区	水防関係管理者	函館建設管理部	常盤川	(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗 長 246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海	北斗市七飯町	久根別川	自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海	<p>6 水防警報（水防法第16条） （略）</p> <table border="1" data-bbox="1492 365 2567 819"> <thead> <tr> <th>警報実施機関</th> <th>指定河川</th> <th>水防警戒区</th> <th>水防関係管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">函館建設管理部</td> <td>常盤川</td> <td>(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗町246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海</td> <td rowspan="2">北斗市七飯町</td> </tr> <tr> <td>久根別川</td> <td>自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）水防警報伝達系統図</p>  <p>（略）</p>	警報実施機関	指定河川	水防警戒区	水防関係管理者	函館建設管理部	常盤川	(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗 町 246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海	北斗市七飯町	久根別川	自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海	<p>誤植修正</p> <p>道計画と整合 現況の運用に即して北海道開発局を削除</p>
警報実施機関	指定河川	水防警戒区	水防関係管理者																			
函館建設管理部	常盤川	(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗 長 246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海	北斗市七飯町																			
	久根別川	自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海																				
警報実施機関	指定河川	水防警戒区	水防関係管理者																			
函館建設管理部	常盤川	(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗 町 246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海	北斗市七飯町																			
	久根別川	自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海																				

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 配慮すべき事項</p> <p>1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</p> <p>2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 訓練の種別</p> <p>訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>1 水防訓練</p> <p>2 土砂災害に係る避難訓練</p> <p>3 消防訓練</p> <p>4 救難救助訓練</p> <p>5 情報通信訓練</p> <p>6 非常招集訓練</p> <p>7 総合訓練</p> <p>8 防災図上訓練</p> <p>(新設)</p> <p>9 その他災害に関する訓練</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 配慮すべき事項</p> <p>1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。</p> <p>2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 防災訓練計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 訓練の種別</p> <p>訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。</p> <p>1 水防訓練</p> <p>2 土砂災害に係る避難訓練</p> <p>3 消防訓練</p> <p>4 救難救助訓練</p> <p>5 情報通信訓練</p> <p>6 非常招集訓練</p> <p>7 総合訓練</p> <p>8 防災図上訓練</p> <p>9 応援・受援訓練</p> <p>10 その他災害に関する訓練</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合</p> <p>男女共同参画の視点を明記</p> <p>道計画と整合実施すべき訓練に応援・受援訓練を追記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 （略）</p> <p>第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p>2 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p>	<p>第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 （略）</p> <p>第1 食料その他の物資の確保</p> <p>1 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、<u>次の事項に留意しながら</u>概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</p> <p>2 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。</p> <p><u>（1）観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u></p> <p><u>（2）アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u></p> <p><u>（3）厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u></p> <p><u>（4）備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第4節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p> <p>また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし</u>、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p>	<p>道計画と整合 備蓄にあたり 留意すべき事 項等を修正</p> <p>住民持参分につ いては、自助 の観点から削 除しない。</p> <p>道計画と整合 防災基本計画 修正を踏まえ た修正</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
<p>第2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>1 市</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。</p> <p>ア 情報収集伝達訓練</p> <p>防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。</p> <p>イ 消火訓練</p> <p>火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。</p> <p>ウ 避難訓練</p> <p>避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>エ</u> 救出救護訓練</p> <p>家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p><u>オ</u> 図上訓練</p> <p>市の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>1 市</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど</u>、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施</p> <p>災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。</p> <p>訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。</p> <p>ア 情報収集伝達訓練</p> <p>防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。</p> <p>イ 消火訓練</p> <p>火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。</p> <p>ウ 避難訓練</p> <p>避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。</p> <p><u>エ 避難所開設・運営訓練</u></p> <p><u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u></p> <p><u>オ</u> 救出救護訓練</p> <p>家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</p> <p><u>カ</u> 図上訓練</p> <p>市の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合 防災基本計画 修正を踏まえた修正</p> <p>道計画と整合 訓練の例示を 追加</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第6節 避難体制整備計画 （略）</p> <p>第1 避難誘導體制の構築 （略）</p> <p>4 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>5 市は保健所と連携し、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ自宅療養者等に関する情報の提供を受けるものとする。</p> <p>6 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。 （新設）</p> <p><u>8</u> 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p><u>9</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>第6節 避難体制整備計画 （略）</p> <p>第1 避難誘導體制の構築 （略）</p> <p>4 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>5 市は保健所と連携し、感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ自宅療養者等に関する情報の提供を受けるものとする。</p> <p>6 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>7 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>8 市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u></p> <p><u>9</u> 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p><u>10</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>11 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>12 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。</u> <u>市は、道と連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u></p> <p>（略）</p>	<p>道計画と整合 新型コロナの 5類感染症への 移行を踏まえた修正</p> <p>観光客の避難 等の体制構築 に係る修正</p> <p>冬期の避難体制構築を明記</p> <p>広域避難の具体的な手順を明記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
<p>第3 避難所の確保等 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3 避難所の確保等 (略)</p> <p><u>8 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>9 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合 防災基本計画 修正に伴う修 正</p>
<p>第4 市における避難計画の策定等 (略)</p> <p>2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布<u>又は回覧に際しては、</u>その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市の避難計画 市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法 (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区<u>及び対象人口</u> (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む） (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p>	<p>第4 市における避難計画の策定等 (略)</p> <p>2 防災マップ・ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等の作成及び住民等への周知 市長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布・<u>周知等に際しては、</u>その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 市の避難計画 市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法 (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u> (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む） (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p>	<p>道計画と整合 Webハザードマップ を明記</p> <p>紙以外の媒体 も含むよう修 正</p> <p>昼夜間人口の 差異に留意す ることを追記</p> <p>家庭動物受入 れ体制の整備</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>(5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 給水、給食措置 イ 毛布、寝具等の支給 ウ 衣料、日用必需品の支給 エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保 オ 負傷者に対する応急救護 <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難中の秩序保持 イ 住民の避難状況の把握 ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達 エ 避難住民に対する各種相談業務 <p>(7) 避難に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知 イ 緊急速報メールによる周知 <p><u>(新設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ウ</u> 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知 <u>エ</u> 避難誘導者による現地広報 <u>オ</u> 住民組織を通じた広報 <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</p> <p>このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</u></p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(5) 避難場所・避難所の開設<u>等</u>に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 給水、給食措置 イ 毛布、寝具等の支給 ウ 衣料、日用必需品の支給 エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保 オ 負傷者に対する応急救護 <p><u>カ</u> <u>上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u></p> <p>(6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難中の秩序保持 イ 住民の避難状況の把握 ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達 エ 避難住民に対する各種相談業務 <p>(7) 避難に関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知 イ 緊急速報メールによる周知 <p><u>ウ</u> <u>SNSを活用した周知</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>エ</u> 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知 <u>オ</u> 避難誘導者による現地広報 <u>カ</u> 住民組織を通じた広報 <p><u>4</u> <u>避難所運営</u></p> <p><u>市は、避難所運営において、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u></p> <p>このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報</u>の取り扱いや、<u>停電時に備えた非常用電源の確保</u>には十分留意するものとする。</p> <p>また、<u>避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p> <p>(略)</p>	<p>尊厳が保たれるよう配慮</p> <p>広報ツールの追加</p> <p>能登半島地震の教訓を反映</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 （略）</p> <p>第2 外国人に対する対策</p> <p>市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語による広報の充実 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置 <p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 （略）</p> <p>第2 市及び防災関係機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 <p>なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、市、道、国、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p>	<p>第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 （略）</p> <p>第2 外国人に対する対策</p> <p>市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。</p> <p>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化<u>及びピクトグラム化</u> 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置 <p>第8節 情報収集・伝達体制整備計画 （略）</p> <p>第2 市及び防災関係機関</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話<u>や衛星インターネット</u>などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、<u>衛星インターネット</u>等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 <p>なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、市、道、国、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>7 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>道計画と整合 避難情報伝達 や広報等の充 実について追 記</p> <p>道計画と整合 通信手段の追 記</p> <p>非常用電源確 保を明示</p> <p>通信手段の追 記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考																																																		
<p>第16節 土砂災害の予防計画</p> <p>土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 現況</p> <p>1 本市における土砂災害危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="210 415 1359 646"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="210 867 1359 1098"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内、特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>44</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>46</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第2 予防対策</p> <p>（略）</p> <p>6 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。</p> <p>第3 形態別予防計画</p> <p>1 地すべり等予防計画</p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。</p> <p>（1）市は、住民に対し、土砂災害警戒区域等及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、市防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>（2）危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p>	区分	箇所数	急傾斜地崩壊危険箇所	44	地すべり危険箇所	2	土石流危険渓流	46	計	92	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内、特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	44	43	地すべり	2	0	土石流	46	26	計	92	69	<p>第16節 土砂災害の予防計画</p> <p>土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 現況</p> <p>1 本市における土砂災害危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">（令和7年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1469 415 2605 646"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">（令和7年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1469 867 2605 1098"> <thead> <tr> <th>自然現象の種類</th> <th>土砂災害警戒区域</th> <th>内、特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>44</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>46</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>92</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p>第2 予防対策</p> <p>（略）</p> <p>6 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。</p> <p>第3 形態別予防計画</p> <p>1 地すべり等予防計画</p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。</p> <p>（1）市は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、市防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>（2）土砂災害警戒区域等の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p>	区分	箇所数	急傾斜地崩壊危険箇所	44	地すべり危険箇所	2	土石流危険渓流	46	計	92	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内、特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	44	43	地すべり	2	0	土石流	46	26	計	92	69	<p>時点の修正</p> <p>時点の修正</p> <p>道計画と整合国の通知により「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなったことによる修正</p>
区分	箇所数																																																			
急傾斜地崩壊危険箇所	44																																																			
地すべり危険箇所	2																																																			
土石流危険渓流	46																																																			
計	92																																																			
自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内、特別警戒区域																																																		
急傾斜地の崩壊	44	43																																																		
地すべり	2	0																																																		
土石流	46	26																																																		
計	92	69																																																		
区分	箇所数																																																			
急傾斜地崩壊危険箇所	44																																																			
地すべり危険箇所	2																																																			
土石流危険渓流	46																																																			
計	92																																																			
自然現象の種類	土砂災害警戒区域	内、特別警戒区域																																																		
急傾斜地の崩壊	44	43																																																		
地すべり	2	0																																																		
土石流	46	26																																																		
計	92	69																																																		

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>2 崖崩れ防止対策</p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策</p> <p>住民に対し、土砂災害警戒区域等及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、市防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>また、危険区域土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>(2) 山腹崩壊防止対策</p> <p>住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>3 土石流予防計画</p> <p>住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、市防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>第17節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難救出措置等</p> <p>1 市</p> <p>市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。</p> <p>(1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。</p> <p>(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 航空輸送の確保</p> <p>災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>2 崖崩れ防止対策</p> <p>土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策</p> <p>市は、住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、市防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>(2) 山腹崩壊防止対策</p> <p>住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>3 土石流予防計画</p> <p>市は、住民に対し、土砂災害警戒区域等や崩壊土砂流出危険区域の周知に努めるとともに、市防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p> <p>土砂災害警戒区域等の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。</p> <p>第17節 積雪・寒冷対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難救出措置等</p> <p>1 市</p> <p>市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。</p> <p>(1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。</p> <p>(2) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 航空輸送の確保</p> <p>災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合国の通知により「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなったことによる修正</p> <p>道計画と整合積雪寒冷地を想定した備えを追記</p> <p>道計画と整合文言の適正化</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第5 寒冷対策の推進</p> <p>1 被災者及び避難者対策 市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。</p> <p>2 避難所対策 市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第5 寒冷対策の推進</p> <p>1 被災者及び避難者対策 市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。</p> <p>2 避難所対策 市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、<u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u>、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</p> <p>また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</p> <p><u>市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合寒冷対策を追記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>(略)</p> <p>2 市の広報</p> <p>市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法</p> <p>(略)</p> <p>2 市の広報</p> <p>市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する<u>ことや要配慮者等に必要な</u>情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合 防災基本計画 の修正を踏ま えた修正</p> <p>道計画と整合 要配慮者等に 必要な情報を 広報する必要 性を追記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
<p>第4節 避難対策計画</p> <p>第7 被災者の生活環境の整備</p> <p>市は、緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>3 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10 指定避難所の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>2 市は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、</u>実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>第7 被災者の生活環境の整備</p> <p>市は、緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、</u>速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間の連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9 指定避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>3 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p><u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10 指定避難所等の運営管理等</p> <p>(略)</p> <p>2 市は、<u>指定避難所の運営管理に際しては、</u>実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>道計画と整合 防災基本計画 修正を踏まえた修正</p> <p>道計画と整合 文言の適正化 予防対策の部分 を移動</p> <p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>5 市は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>10 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>11 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>12 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>13 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、学校給食共同調理場を活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>14 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>15 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分なスペースを確保し、定期的な換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>5 市は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u>、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>のために、道、医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努める</u>とともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>10 市は、<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p>11 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>12 市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>13 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>14 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、学校給食共同調理場を活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>15 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>16 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分なスペースを確保し、定期的な換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>道計画と整合 尊厳が保たれるよう配慮</p> <p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p><u>16</u> 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p> <p>第11 広域避難 (略) 5 関係機関との連携 (1) 市は、道及び運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>(新設)</u></p> <p>(略) 第12 広域一時滞在 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(7)</u> 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。 また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市長に引き継ぐものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>17</u> 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p> <p>第11 広域避難 (略) 5 関係機関との連携 (1) 市は、道及び運送事業者等と連携し、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>この際においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u></p> <p>(略) 第12 広域一時滞在 (略) <u>(7) 知事は、上記（1）に基づく市町村長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記（2）から（6）により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知及び公示を代わって実施することができるものとする。</u> <u>(8) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。</u> また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市長に引き継ぐものとする。 なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合 能登半島地震 の教訓を反映</p> <p>道計画と整合 受入先市町村 について道が 調整すること も可能とする 旨を追記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害派遣要請</p> <p>1 派遣要請権者</p> <p>(1) 知事 <u>(渡島総合振興局長)</u></p> <p>(2) 海上保安庁長官</p> <p>(3) 第一管区海上保安本部長</p> <p>(4) 空港事務所長（函館）</p> <p>(略)</p> <p>第2 派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>9 <u>炊飯及び給水</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>4 関係機関の連携</u></p> <p><u>(1) 市は、あらかじめ設定した具体的な手順を定めた計画に基づき、道、運送事業者等の関係者間と適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u></p> <p><u>ア 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u></p> <p><u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u></p> <p><u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u></p> <p><u>エ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u></p> <p><u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）マッチング</u></p> <p><u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u></p> <p><u>キ 広域一時滞在先での継続的な支援</u></p> <p><u>(2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害派遣要請</p> <p>1 派遣要請権者</p> <p>(1) 知事 <u>(ただし、北海道事務決裁規定第8条により、渡島総合振興局長が専決することができる。)</u></p> <p>(2) 海上保安庁長官</p> <p>(3) 第一管区海上保安本部長</p> <p>(4) 空港事務所長（函館）</p> <p>(略)</p> <p>第2 派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>9 <u>給食、給水及び入浴支援</u></p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合 能登半島地震 の教訓を反映</p> <p>道計画と整合 道内規により 専決できるこ とを明記</p> <p>防災基本計画 の文言と整合</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第7節 広域応援・受援計画</p> <p>大規模災害発生時など、市単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節第11「広域一時滞在」による。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第8節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内において大規模な災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>ヘリコプター等を活用</u>の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>ヘリコプター等</u>を活用する。</p> <p>第2 <u>空ヘリコプター等</u>の活動内容</p> <p>1 災害応急対策活動</p> <p>（1）被災状況調査などの情報収集活動</p> <p>（2）救援物資、人員、資機材等の搬送</p> <p>2 救急・救助活動</p> <p>（1）傷病者、医師等の搬送</p> <p>（2）被災者の救助・救出</p> <p>3 火災防御活動</p> <p>（1）空中消火</p> <p>（2）消火資機材、人員等の搬送</p> <p>4 その他</p> <p><u>ヘリコプター等</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>（略）</p>	<p>第7節 広域応援・受援計画</p> <p>大規模災害発生時など、市単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p><u>また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。</u></p> <p>なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節第11「広域一時滞在」による。</p> <p>（略）</p> <p>第4 防災関係機関の活動拠点等</p> <p><u>防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や近隣市町、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。</u></p> <p>（略）</p> <p>第8節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内において大規模な災害が発生し、迅速な救急・救助活動や<u>情報収集等</u>の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる<u>航空機及び無人航空機</u>を活用する。</p> <p>第2 <u>航空機</u>の活動内容</p> <p>1 災害応急対策活動</p> <p>（1）被災状況調査などの情報収集活動</p> <p>（2）救援物資、人員、資機材等の搬送</p> <p>2 救急・救助活動</p> <p>（1）傷病者、医師等の搬送</p> <p>（2）被災者の救助・救出</p> <p>3 火災防御活動</p> <p>（1）空中消火</p> <p>（2）消火資機材、人員等の搬送</p> <p>4 その他</p> <p><u>航空機</u>の活用が有効と認める場合</p> <p>（略）</p>	<p>道計画と整合 応援元との気 候の違い等を 踏まえた修正</p> <p>活動拠点の確 保の必要性に ついて追記</p> <p>道計画と整合 無人航空機の 位置づけ及び それに伴う活 動内容等の整 備</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第13節 交通応急対策計画 （略）</p> <p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。</p> <p>（略）</p> <p>第16節 給水計画 （略）</p> <p>第1 実施責任 （略）</p> <p>2 生活水の確保 災害時の生活水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第2 給水の実施 1 給水の方法 （略）</p> <p>（2）浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>浄水装置</u>その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 応援の要請 市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道[△]飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災地からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災地に対する応急給水について必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p>	<p>第13節 交通応急対策計画 （略）</p> <p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。 <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第16節 給水計画 （略）</p> <p>第1 実施責任 （略）</p> <p>2 生活水の確保 災害時の生活水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。 <u>なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>4 協定による給水</u> <u>災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。</u></p> <p>第2 給水の実施 1 給水の方法 （略）</p> <p>（2）浄水装置による給水 輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、<u>可搬式浄水施設・設備</u>、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 応援の要請 市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、<u>災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し</u>、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。 また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災地からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災地に対する応急給水について必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p>	<p>道計画と整合 道路啓開におけるインフラ事業者との連携を追記</p> <p>道計画と整合 能登半島地震の教訓を反映</p> <p>道計画と整合 民間事業者等との協定締結と追記</p> <p>道計画と整合 能登半島地震の教訓を反映</p> <p>道計画と整合 民間事業者等との協定締結と追記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第18節 石油類燃料供給計画 （略） （新設）</p> <p>第19節 電力施設災害応急計画 （略） 第1 応急対策 （略） 1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社 （略） （5）要員の確保 各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。 なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事（渡島総合振興局長）に要請するものとする。 （6）資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について<u>応援</u>を求めるものとする。 （略）</p>	<p>第18節 石油類燃料供給計画 （略） <u>第3 緊急車両等への優先給油の実施</u> <u>発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。</u> ・ <u>緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両</u> ・ <u>規制除外車両事前届出済証を提示した車両</u> ・ <u>道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車</u> ・ <u>自衛隊車両</u> ・ <u>優先給油対策車両証明書を提示した車両</u> ・ <u>その他、知事が必要と認めた車両</u></p> <p>第19節 電力施設災害応急計画 （略） 第1 応急対策 （略） 1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社 （略） （5）要員の確保 各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。 <u>また、被害の規模により、他電力会社に復旧のための応援部隊派遣を要請するものとする。</u> なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事（渡島総合振興局長）に要請するものとする。 （6）資材等の調達 社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。 なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保<u>及び他電力会社応援部隊の復旧拠点場所</u>について<u>協力</u>を求めるものとする。 （略）</p>	<p>道計画と整合 他電力会社の 応援を追記</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p>第24節 住宅対策計画 (略) 第2 実施の方法 (略) 3 応急仮設住宅 (新設)</p> <p><u>(1) 入居対象者</u> 原則として、条件に該当していなければならない。 ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。 イ 居住する住家がない者であること。 ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。 (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者 (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p><u>(2) 入居者の選定</u> 応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。</p> <p><u>(3) 建設型応急住宅の建設</u> 原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。</p> <p><u>(4) 建設型応急住宅の建設用地</u> 道及び市は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p> <p><u>(5) 建設戸数（借上げを含む。）</u> 市長からの要請に基づき道が設置戸数を決定する。</p> <p>(6) 規模、構造、存続期間及び費用 <u>ア</u> 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てにより実施する。 <u>イ</u> 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 <u>ウ</u> <u>費用</u>は救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>第24節 住宅対策計画 (略) 第2 実施の方法 (略) 3 応急仮設住宅</p> <p><u>(1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>プレハブ住居、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>イ 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u></p> <p><u>(2) 入居対象者</u> 原則として、条件に該当していなければならない。 ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。 イ 居住する住家がない者であること。 ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。 (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者 (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p><u>(3) 入居者の選定</u> 応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。</p> <p><u>(4) 設置戸数</u> 市町からの要請に基づき道が設置戸数を決定する。</p> <p><u>(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道及び市は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 ・ 建設型応急住宅は、還俗として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建てにより実施する。 ・ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 <p><u>(6) 費用</u> 救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合 ムービングハウス等を活用した応急仮設住宅を追記</p> <p>道計画と整合 項目建て等を整理</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p style="text-align: center;">第7章 火山災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害発生範囲の把握</p> <p>噴火規模及び風向き風力などにより、本市北部地域（市渡、村山、稲里地区）では、降灰、軽石の落下等による堆積被害が予想されることから、災害の発生する範囲を把握するとともに、住民への情報提供を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施</p> <p>市長は、平常時から広報誌、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関と連携し、実践的な防災訓練も実施する。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 火山災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第2 災害発生範囲及び防災関連施設等の把握</p> <p>噴火規模及び風向き風力などにより、本市北部地域（市渡、村山、稲里地区）では、降灰、軽石の落下等による堆積被害が予想されることから、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、<u>防災上必要な噴火警報等の解説等について</u>、住民への情報提供を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 防災知識の普及啓発及び防災訓練の実施</p> <p>市長は、平常時から広報誌、学校教育等のあらゆる手段や<u>火山防災の日（8月26日）などの</u>機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発に努め、併せて防災関係機関と連携し、実践的な防災訓練も実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画と整合内容の適正化</p> <p>火山防災の日制定に伴う修正</p>

現 行	修 正（令和7年5月）	備 考
<p style="text-align: center;">第8章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>ア 発生地点が明確な場合</p> <p>イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 事故災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3節 航空災害対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>ア 発生地点が明確な場合</p> <p>イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p> <p>(略)</p>	<p>組織名の修正</p> <p>令和6年9月30日に組織廃止に伴い削除</p>